

## 朝倉市エアコン購入補助金事業実施要領

朝倉市では、朝倉市エアコン購入補助金を交付する事業を実施します。本補助金の概要、対象設備、申請方法及びその他の留意事項を本実施要領に記載しています。

### 1. 事業の目的

近年の猛暑に加え、物価高騰及びエネルギー価格の高騰によりエアコンの導入や買い換え、使用等を控える家庭において熱中症のリスクが高まることが懸念されます。

本補助事業は、購入補助によりエアコンの導入を促進すること、及び最新のエアコンの導入により電気使用量が抑制され、電気料金の負担が軽減されることで、適切な暑さ対策が推進されることを目的としています。

### 2. 補助申請ができる方

次に掲げるすべての要件を満たす個人とします。※事業者、法人は対象外です。

- (1) 朝倉市に居住している方（朝倉市に住民登録のある方）※1
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 同一世帯又は同一生計者全員が暴力団員でないこと。
- (4) 令和8年3月1日～令和8年12月25日までに購入したエアコンを市内の自宅に設置した方※2
- (5) 本市のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）に係る補助金の交付申請を行っていないこと。

※1 1世帯又は同一住居につき1基のみ申請可能です。

※2 併用住宅の場合は住宅部分への設置が対象となります。

### 3. 補助対象設備、補助金額、申請に必要な書類、手続きの流れ

エアコンの購入、設置後に補助金の申請を行っていただく必要があります。

購入前に必ず補助対象のエアコンであることを確認してください。

申請受付額が予算額に達した時点で受付を終了しますのでご注意ください。

- (1) 補助対象となるエアコン

次に掲げるすべての要件を満たすエアコンとします。

- ① 最新の省エネ基準に基づく統一省エネラベルで2つ星（2.0）以上のものであること。※1
- ② 天井、壁または窓枠に固定して設置するものであること。
- ③ 新品であること。
- ④ 令和8年3月1日～令和8年12月25日までに購入し、自宅に設置したものであること。※2

※1 カタログなどで製品の型番を調べ、「省エネ型製品情報サイト」で検索すると、その製品の多段階評価点として星が表示されます。多段階評価点が2つ星（2.0）以上であれば対象となります。また、インターネット等の通販で購入したのものについても、領収書や保証書等、申請に必要な書類を発行できる事業者のものであれば対象となります。

※2 令和8年3月1日以降に購入したものが対象となります。

・「統一省エネラベル」の例（星の数を確認してください。）



## (2) 補助金額

補助対象経費（エアコン本体の購入費、設置工事費が対象）の半額（1,000円未満切り捨て）とし、3万円を上限とします。※

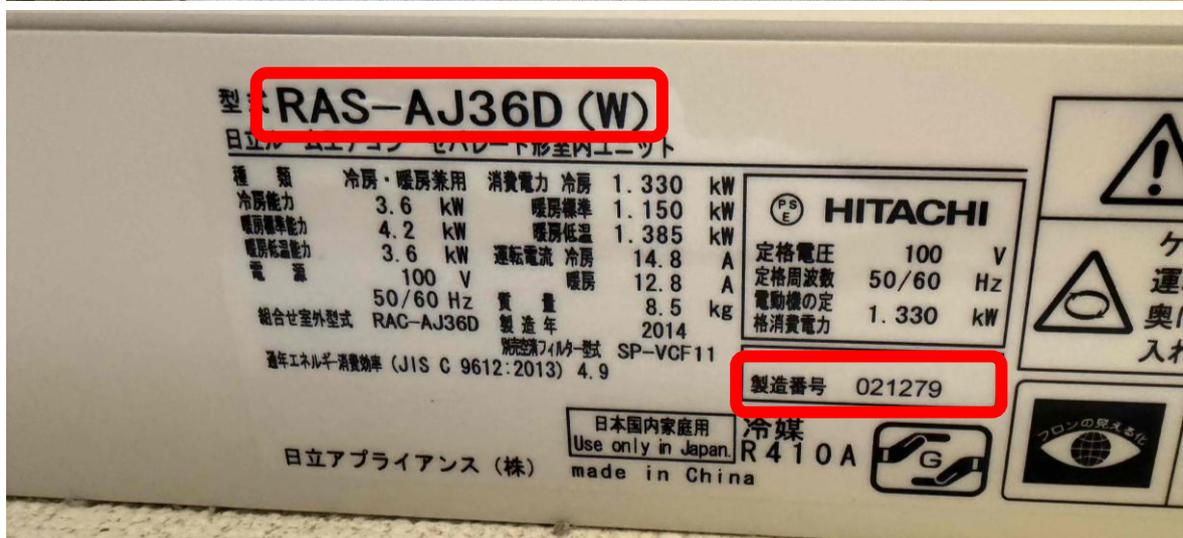
※ 設置工事費については、自ら設置した費用や配送料は対象となりません。

(3) 交付申請に必要な書類

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 発行日から3か月以内の市税の滞納のない証明書の写し又は非課税証明書の写し（市役所本庁、朝倉支所、杷木支所で取得できます。）
- ③ 発行日から1か月以内の申請者の住民票（本人・同一世帯員全員が記載されたもの）の写し
- ④ 領収書等対象エアコンを購入したことを証明する書類及び補助対象経費の内訳が確認できる書類の写し（領収書で内訳が確認できる場合は領収書のみで対応可能。）
- ⑤ 製造事業者が発行する保証書の写し（メーカー保証書）※1
- ⑥ エアコンの設置状況及び型番と製造番号が分かる写真※2

※1 販売店が発行する保証書ではありませんのでご注意ください。

※2 写真の例



#### (4) 手続きの流れ

- ① 購入するエアコンが補助対象であることを確認。
- ② 対象のエアコンを購入。
- ③ 自宅に設置。
- ④ 交付申請書（様式第1号）等を提出（窓口へ持参又は郵送）。
- ⑤ 交付決定通知書が届く。
- ⑥ 請求書（様式第3号）を提出（窓口へ持参又は郵送）。
- ⑦ 振込先口座に入金。

※ 交付申請書や請求書の様式は、環境系の窓口か市ホームページから入手できます。

#### 4. 申請受付期間

令和8年3月2日（月）～令和8年12月25日（金）まで  
申請受付額が予算額に達した時点で、受付を終了します。

※申請は先着順です。郵送の場合は書類が届いた時点での受付となります。

※書類に不備がある場合受付できません。すべての書類が揃って受理となります。

#### 5. 申請書の提出方法

##### (1) 持参の場合

朝倉市役所 環境課 環境係（新庁舎1階）の窓口へ提出。

##### (2) 郵送の場合

〒838-8601 朝倉市甘木 232 番地 1 朝倉市役所 環境課 環境係へ郵送。

#### 6. 補助金の請求

交付申請書を提出後、書類審査を行い、市から補助金交付決定を通知しますので、請求書を提出してください。請求書には押印（スタンプ印は不可）が必要となりますのでご注意ください。

## 7. 補助金の交付の取消し

交付申請書等に虚偽の記載があったときなど補助金交付要綱に違反した場合は、補助金交付決定を取り消し、既に補助金を交付していた場合は返還を求めることとなりますのでご注意ください。

## 8. 問い合わせ先

朝倉市役所 市民環境部 環境課 環境係

住 所 〒838-8601 朝倉市甘木232番地1

TEL 0946-22-1111 (代表)

0946-28-7143 (直通)

FAX 0946-22-1185